

# 住宅借入金等特別控除について

平成30年中に住宅を新築・購入・増改築をして、金融機関や勤務先から借り入れた住宅ローンの返済期間が10年以上である等、一定の要件にあてはまれば「住宅借入金等特別控除」を受けることができ、所得税が軽減されます。この特別控除を受けるには、新築し、居住を開始した翌年に所得税の確定申告をする必要があります。

## 申告に必要な書類等

- ①平成30年分の給与の源泉徴収票(原本)
  - ②住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書(2か所以上から借入れがある場合はすべての証明書)
  - ③工事請負契約書又は売買契約書の写し(契約年月日・契約金額・契約者名・物件記載のページと収入印紙が添付してあるページが必要です)
  - ④法務局交付の最新の家屋の「登記事項証明書」(平成31年1月1日以降に取得したもの)
- ※権利証(登記済証)は登記事項証明書ではありません。

⑤印かん

⑥申告者名義の預金通帳口座番号

⑦マイナンバーの確認できる書類及び身元確認書類

### 住宅敷地等の取得にかかる借入金がある場合

⑧法務局交付の土地の「登記事項証明書」・土地の売買契約書の写し

### 増改築などの場合

⑨建築確認済証の写し、検査済証の写し、又は建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書

※①～⑦はみなさん必要です。⑧、⑨は該当する場合に必要です。

## 確定申告の場所・期間

### ○マロニエプラザ申告相談会場

▶期間=2月18日(月)～3月15日(金)の平日、及び2月24日・3月3日の日曜日

▶時間=午前9時～午後4時

### ○上三川町役場(3階申告会場)

▶期間=2月18日(月)～3月15日(金)の平日、及び2月24日・3月3日の日曜日

▶申告相談時間=午前8時30分～午前12時、午後1時～午後5時(日曜日は午後4時)

▶受付時間=午前7時40分～午前11時、午後1時～午後4時(日曜日は午後3時)



▶問い合わせ先=

税務課 住民税係 ☎569122

# 町長が昨年の総括や今年の抱負を語ります

## テレビ番組

▶とちぎテレビ=

番組名：新春特別番組「2019年 わが街発！」

放送日：1月1日(火)午後1時30分～2時

再放送：1月2日(水)午後9時15分～9時45分

## ラジオ放送

▶エフエム栃木=

番組名：RADIO BERRY 特別番組 新春トップインタビュー

放送日：1月2日(水)午前9時～10時30分

▶CRT 栃木放送=

番組名：2019新春上三川町長インタビュー

放送日：1月1日(火)午後2時30分～2時40分

再放送：1月3日(木)午後4時35分～4時45分



緊急速報等により、放送日時が変更となる場合があります。

▶問い合わせ先=

企画課 情報広報係 ☎569117

## 医療費控除の確定申告について

### ◇平成29年分の確定申告から、領収書の提出が不要となりました

医療費控除を受ける際は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

用紙は税務課窓口にありますので、事前に記載の上、確定申告の際にご持参ください。また、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で明細書の作成をすることもできます。領収書及びこれまでご利用いただいていた封筒の提出は不要です。

※医療費の領収書は自宅で5年間保管する必要があります。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等)。

### ◇医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)について

医療費控除の特例として、新たに創設されました。申告者が、健康の保持増進及び疾病の予防への取り組みとして、人間ドックやインフルエンザの予防接種等を行っており、1月1日から12月31日までの間に、申告者及び生計を一にする配偶者その他親族のために支払った特定一般用医薬品等購入費があるときは、12,000円を超える額(最高88,000円)を所得控除できる制度です。

従来の医療費控除との選択適用となりますので、この特例の適用を受ける場合、従来の医療費控除は、適用できません。詳細は、国税庁及び厚生労働省ホームページをご確認ください。

▶問い合わせ先＝税務課 住民税係 ☎(56)9122

## 償却資産の申告は1月31日(木)まで

固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産(事業用)の所有者に対しても課税されます。

平成31年1月1日現在、町内に償却資産を所有している方は、1月31日(木)までに申告してください。

▶申告の対象となる資産＝平成31年1月1日現在、町内に存在する事業用資産(土地・家屋を除く)のうち、減価償却費が損金や必要経費に算入される資産で次のようなもの。

- 構築物(門、塀、看板、駐車場の舗装路面等)
- 機械、装置及びこれに付帯する設備
- 船舶(ボート、釣船等)
- 車両(フォークリフト等、ただし自動車税、軽自動車税対象車両は除く)
- 工具、器具、備品(机、椅子、パソコン、陳列ケース等)

※申告用紙は税務課にあります。なお、平成30年に申告のあった方には12月中に申告書を送付していますが、届いていない場合にはご連絡ください。



▶問い合わせ先＝税務課 資産税係 ☎(56)9123